

# 仕 様 書

## 1 委託業務名 日本橋とやま館 首都圏広報及びネットワーク構築業務

## 2 委託業務の内容

### (1) 富山が誇るヒト・モノ・コトなどの魅力を伝える新しい提案

実施要領「1 趣旨」を踏まえ、富山県が有するヒト、モノ、コトなどの有形無形の資産をコンテンツ化し、首都圏と富山の新しい関係性を見据えたネットワーク構築や価値創造につながる展開をねらいとした提案とすること。

具体的には、下記の①、②の業務・条件を盛り込んだ内容とし、いずれも令和3年10月～令和4年3月の期間内に計3回実施するものとする。(3回の企画は、単発又は連載のどちらの形式でも可とする。)

#### ①広報媒体を使った情報発信

ア 紙、デジタルなどの媒体の種類は問わない。

イ 媒体のコンテンツ、デザイン、レイアウト等は、自由提案とする。(ただし、別紙3「仮原稿の作成にあたって」にある指定事項の記載は必須とする。)

ウ デジタルによる発信は、当館の既存広報ツール(公式HP、SNS(Instagram、Facebook))の活用を必須とし、これ以外は自由提案とする。

エ 実施回数は、計3回とする。(対象期間は、R3年10月～R4年3月)

オ 配布及び発信に係る全般の業務を行う。

カ 配布及び発信の方法や送付先についても提案すること。

キ 紙媒体の場合の発行部数は、1回につき3,000部以上とし、うち約1,000部は当館会員へのDM用とする。

#### ②集客型イベントの実施(上記①の内容と連携したものとする。)

ア 実施回数は、計3回とする。(対象期間は、R3年10月～R4年3月)

イ 実施場所は、原則、日本橋とやま館とするが、首都圏の他の場(施設、コミュニティ、オンライン等、リアル・WEBを問わない)と連携して実施することも可能とする。

ウ リアルイベントを基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況次第では、オンライン併用又はオンラインのみでの実施にも対応すること。

エ 事業実施に係る全般の業務を行う。(関係者調整、PR、申込・当日受付、準備作業、設営・撤収、当日運営等)

オ その他実施にあたり必要な業務

カ イベントレポートの作成及び発信

### (2) 日本橋とやま館の物産・イベント等の定例情報の発信

ア 紙媒体で毎月1回の発行は必須とし、これ以外は自由提案とする。

イ 紙媒体の発行部数は1回につき5,000部以上とし、うち約1,000部は当館会員へ

のDM用とする。

- ウ 媒体の仕様は自由提案とするが、配布しやすく視認性の高いデザインとする。
- エ 当館の既存広報ツール（公式HP、SNS（Instagram、Facebook）、デジタルサイネージ（館内2ヶ所））での配信に流用できる仕様とし、データを提供すること。
- オ 別紙3「仮原稿の作成にあたって」で指定する必須情報をベースに、別紙5「素材データシート」及び別紙6「入荷カレンダー」の情報を参照し、効果的なPR、来館促進につながる内容とする。
- カ 配布及び発信に係る全般の業務を行う。（別紙7「制作スケジュール」参照）
- キ 配布及び発信の方法や送付先についても提案すること。

### （3）情報発信の効果測定

上記（1）、（2）の事業実施により期待される効果を毎月1回分析・報告すること。  
効果指標については、3項目以上設定し、それぞれの指標の測定（検証）方法について提案すること。

### （4）その他自由提案

実施要領「1 趣旨」を踏まえ、アフターコロナ時代において、当館の存在価値を高めるような提案とする。

上記（1）、（2）と連動した提案、切り離した単独の提案のどちらでも可とする。

当該提案分の経費は、実施要領に提示の委託費（6,000千円）には含まず、別途積算すること。

自由提案については、採用決定後に採用者と別途協議して、実施の可否（次年度以降の実施）も含めて調整する。

## 3 注意事項等

- （1）業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- （2）受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに委託者にその旨を書面により報告すること。
- （3）本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- （4）各制作物については、都度、成果品とともに完成形状態のものと使用している素材の電子データをDVD等のメディアに格納し提出すること。
- （5）新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、日本橋とやま館が臨時休館となるなど、業務の遂行ができない部分の経費は、原則として支払わないこととする。  
ただし、制作等に要する経費が既に生じている場合は、この限りでない。
- （6）この仕様書に定めのない事項については、日本橋とやま館と協議のうえ対応すること。